

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年9月12日

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長 東田 進也

1 当該招請の主旨

本業務については、津波地震早期検知網観測局の地中部センサーの障害調査をするものであり、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な技術を有している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

高知春野津波地震早期検知網観測局地中計測部障害調査

(2) 業務内容

高知春野津波地震早期検知網観測局において、地中計測部の加速度波形データが異常となっているため、地中計測部を引き上げて障害原因を調査する。

(3) 作業完了期限

令和8年2月13日（金）

3 業務目的

高知春野津波地震早期検知網観測局において、地中計測部の加速度波形データが異常となっているため、地中計測部を引き上げて障害原因を調査し、復旧に資する。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において近畿又は四国地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 大阪管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

当該機器は、地震活動に伴う地震波形や震度を常に観測し、緊急地震速報の情報発表や津波予報業務に必要な装置の一部であり、地震防災上極めて重要な業務に使用するものであることを十分に理解しているとともに、当該業務において実績を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本装置の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような作業を実施できる機動的な設備を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

ア 大阪管区気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 大阪管区気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

完了期限までに作業を完了する体制を有すると共に、作業完了後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

当該業務を実施するにあたり、その性能及び精度維持のため、構成する機器の構造、取扱い方法について熟知し、地震動など地震活動に伴う現象を観測する装置の製造及び取付調整について実績を有すること。

5 手続き等

(1) 担当部局

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪管区気象台総務部会計課第二契約係

電話 06-6949-6301

(2) 説明書の交付期間、場所

令和7年9月12日（金）から令和7年9月30日（火）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年10月1日(水) 17時00分まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一規格)「役務の提供等」において近畿又は四国地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が(3)の公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は公募説明書による。